

## フィリピンの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

フィリピン共和国（以下「フィリピン」という）<sup>2</sup>は、ルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島等を中心に、大小合わせて7100以上の島々から構成される共和制国家である。

1521年にマゼランがフィリピンに到着した後、スペインは続々と遠征隊をフィリピンに派遣した。1571年のマニラ陥落以降、約300年間にわたりスペインの植民地となった。1898年に独立戦争が起こり一旦独立を宣言したが、米西戦争の結果、フィリピンは米国の統治下に置かれることとなった。第2次世界大戦中の日本による占領の後には再び米国の統治下に置かれたが、1946年に再独立を果たした<sup>3</sup>。

フィリピンの人口は1億1000万人弱であり、マレー系、中国系、スペイン系及びそれらの混血と少数民族から構成される。気候は、高温多雨の熱帯気候に属する。首都はマニラ、公用語はフィリピン語及び英語、通貨はペソである。国民の約93%はキリスト教、約5%はイスラム教を信仰している。

フィリピンの主要産業は農林水産業であるが、電子・電気機器の輸出も多い。近時は、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）等のサービス業が発達している。また、海外の出稼ぎ労働者からの送金が2015年には約257億ドルに達し、重要な外貨獲得源となっている。近年のGDP成長率は、2015年が5.8%、2016年が6.4%となっており、比較的高い経済成長率を維持している<sup>4</sup>。

フィリピンにとって、日本は最大の援助国であり、製造業を中心とする多くの日本企業が、フィリピン企業との貿易を行い、またフィリピンに対する投資を行ってきたことから、フィリピンは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するフィリピンは、急速な発展を続ける東南アジアの一角を占める国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなフィリピンの重要性に鑑みると、フィリピンの知的財産法の制度、実務運用及

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 「フィリピン」という国名は、旧宗主国であるスペインの皇太子フェリペ（後のフェリペ2世国王）にちなむ。

<sup>3</sup> 本稿におけるフィリピンの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）234頁等を参照した。

<sup>4</sup> 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』234頁。

び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、フィリピンの知的財産法の概要を紹介することとしたい<sup>5</sup>。

## II 知的財産法全般

フィリピンは、約 300 年間にわたりスペインの植民地となり、その後は長く米国の統治下に置かれた。これらの歴史的背景から、フィリピンの法制度は、「大陸法（成文法）と英米法（判例法）の混合型」となっている。フィリピンの主な法源には、憲法、条約、法律、判例法等がある（但し、判例法は、最高裁判所の判例に限られる）。

知的財産権に関しては、フィリピン憲法に明文規定がある。即ち、憲法 14 条 13 項は、「国家は、科学者、発明家、芸術家、その他の才能のある市民の知的財産と創造物に対する独占的権利を、特に法律で定められている期間、人々に有益な場合には保護しなければならない。」と規定している。

フィリピンの知的財産法制度の基本をなす「知的財産法」<sup>6</sup>は、従来の「特許法」、「商標法」、「著作権法」等を統合するものとして制定されたものである（その後、数回の改正を経ている）。全 241 条からなる「知的財産法」の主な体系は、表 1 のとおりである<sup>7</sup>。フィリピンの知的財産法制度は、上述した憲法 14 条 13 項、「知的財産法」のほか、その他多数の規則等により構成されている<sup>8</sup>。

表 1：フィリピンの「知的財産法」の主な体系

|                |  |
|----------------|--|
| 第 1 部 知的財産庁    |  |
| 第 2 部 特許に関する法律 | 第 1 章 総則、第 2 章 特許性、第 3 章 特許を受ける権利、第 4 章 特許出願、第 5 章 特許付与手続、第 6 章 特許の取消及び特許権者の入替、第 7 章 特許を受ける権利を |

<sup>5</sup> 本稿の執筆にあたっては、主に、以下のものを参照した。

①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フィリピン」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」

[https://www.jpo.go.jp/index/kokusai\\_doukou/iprsupport/miniguide/index.html](https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html)

②「模倣対策マニュアル フィリピン編」（日本貿易振興機構、2010 年）

<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/philippines1.pdf>

<sup>6</sup> 「知的財産法」の英語版は、WIPO の下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=12953>

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=3432>

<sup>7</sup> 本稿における「知的財産法」に関する訳語は、基本的に、特許庁の下記ウェブページに掲載されている和訳に従った。但し、一部、訳語を変更した部分がある。

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf>

<sup>8</sup> 知的財産法に関する下位法令の調査結果については、『フィリピン下位法令調査』（日本貿易振興機構バンコク事務所、2015 年）がある。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/ph/ip/pdf/survey\\_201508\\_ph.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/ph/ip/pdf/survey_201508_ph.pdf)

|                            |   |
|----------------------------|---|
|                            | 有する者の救済、第 8 章 特許権者の権利及び特許の侵害、第 9 章 任意ライセンス、第 10 章 強制ライセンス、第 11 章 権利の譲渡及び移転、第 12 章 実用新案の登録、第 13 章 意匠及び集積回路の回路配置  |
| 第 3 部 商標、サービスマーク及び商号に関する法律 |   |
| 第 4 部 著作権に関する法律            | 第 1 章 序章、第 2 章 原著作物、第 3 章 二次的著作物、第 4 章 保護されない著作物、第 5 章 著作権の経済的権利、第 6 章 著作権の所有権、第 7 章 著作権の移転又は譲渡、第 8 章 著作権に関する制限、第 9 章 寄託及び告知、第 10 章 人格的権利、第 11 章 後の移転における利益に対する権利、第 12 章 実演家、録音物制作者及び放送機関の権利、第 13 章 録音物制作者、第 14 章 放送機関、第 15 章 保護に関する制限、第 16 章 保護の期間、第 17 章 侵害、第 18 章 適用の範囲、第 19 章 訴訟の提起、第 20 章 その他の規定 |
| 第 5 部 最終規定                 |   |

1995年にWTOの原加盟国となったフィリピンは、TRIPS協定に加盟しているほか、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約等である。

知的財産権に関連するフィリピンの政府機関のうち最も主要なものであるフィリピン知的財産庁（Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL)）<sup>9</sup>は、主に特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

### III 特許・実用新案

#### 1 概要

前述したとおり、特許・実用新案については、「知的財産法」に規定されている。「知的財産法」における特許の多くの規定は、実用新案に準用されるため、本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとしたい<sup>10</sup>。意匠については、

<sup>9</sup> <https://www.ipophil.gov.ph/>

<sup>10</sup> 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産

項を改めて述べたい。

## 2 発明

「知的財産法」によると、「人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有するいかなる技術的解決」も、特許を受けることができる発明にあたる。それは、物、方法若しくはそのいずれかの改良であつてもよいし、又はそれらに関連するものであつてもよい。

発明として保護されないものとしては、①発見、科学的理論、数学的方法及び薬剤製品に関して、既知の物質の新たな形式若しくは性質であつて、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知の物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、又は既知の方法の使用にすぎないもの、②精神活動の実行、ゲーム又は事業遂行を行うための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム、③手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法、④植物及び動物の品種並びに植物及び動物の本質的に生物学的な生産方法、⑤美的創作物、⑥公序良俗に反するものが挙げられる。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。

## 3 出願

フィリピンは、日本と同様に、先願主義を採用している。

フィリピンに居所又は事業拠点を有しない出願人は、フィリピンの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。

知的財産庁が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、指定期間内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は拒絶される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から18か月経過後に公開される。出願公開後は、誰でも、意見書を提出することにより、情報提供を行うことができる。当該意見書は出願人に通知され、出願人は当該意見書に対して答弁を行うことができる。出願公開後は、一定の要件の下に、仮保護の権利が発生する。

なお、日本の特許庁とフィリピンの知的財産庁は、2012年3月12日から特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

---

権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フィリピン」の「制度ガイド」6頁～22頁を参照した。

[https://www.jpo.go.jp/index/kokusai\\_doukou/iprsupport/miniguide/index.html](https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html)

#### 4 審査

フィリピンでは、特許出願につき、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われる。

出願日又は優先日前に、フィリピン国内又は世界のいずれかにおいて、公衆に利用可能な状態になっている場合、新規性は認められない（絶対的新規性）。

主な不登録事由としては、①発見、科学的理論及び数学的方法、②遊戯、ゲームを行うための計画、規則又は方法、③芸術的創作物、④コンピュータ・プログラム、⑤単なる情報の提示、⑥人間又は動物に対する手術、治療方法又は診断方法、⑦公序良俗に反する発明がある。

実体審査を受けるためには、出願公開日から 6 か月以内に審査請求を行わなければならない。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知に対して、補正書・意見書を提出して応答することができる。

#### 5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与の通知が発行される。この場合、出願人は、所定の期間内に、特許料金を納付しなければならない。手数料が納付された後、特許登録原簿に登録される。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である。

#### 6 実用新案

「知的財産法」における特許の多くの規定は、実用新案に準用されるが、ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

発明に実用新案権が付与されるためには、特許権の場合とは異なり、「進歩性」は不要であり、新規性及び産業上の利用可能性が必要とされている。

フィリピンでは、実用新案権の場合は実体審査が行われない。出願書類が提出された後、方式要件の審査のみが行われる。方式要件を満たした出願は公告され、出願公告から 2 か月以内に第三者から意見書が提出されなかったとき、当該出願は登録される。出願が登録要件を満たしていないと考える利害関係人は、知的財産庁に対し、登録の取消を請求することができる。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 7 年である。

なお、フィリピンでは、同一の技術について特許と実用新案を同時出願することは、認められていない。

### IV 意匠



## 1 要件

「知的財産法」によると、意匠とは、「線若しくは色と関係付けられるか否かを問わず、線若しくは色からなる構図又は三次元の形状」をいう<sup>11</sup>。

意匠権が付与されるためには、新規性又は装飾性が必要である。

フィリピンでは、部分意匠制度は採用されていない。

## 2 出願

フィリピンでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

フィリピンに居所又は事業拠点を有しない出願人は、フィリピンの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。知的財産庁が、方式要件を満たすと判断した出願は公告され、出願公告から2か月以内に第三者から意見書が提出されなかったとき、当該出願は登録される。出願公開後は、仮保護の権利が発生する。

## 3 審査

フィリピンでは、意匠出願につき、方式審査は行われるが、新規性等についての実体審査は行われない。

出願日又は優先日前に、フィリピン国内又は世界のいずれかにおいて、印刷物その他の媒体により公衆に利用可能となっている意匠は、新規性が認められない（絶対的新規性）。

審査の結果、出願に係る意匠が、新規性等の要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、所定期間内に、補正書・意見書を提出して応答することができる。

## 4 登録

登録要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、意匠付与査定が行われる。この場合、出願人は、所定の期間内に、意匠付与及び公告の手数料を納付しなければならない。手数料が納付された後、意匠付与が工業所有権公報に公告され、意匠特許証が発行される。

出願が登録要件を満たしていないと考える者は、知的財産庁に対し、登録の取消を請求することができる。

意匠権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から5年である。さらに5年間の更

<sup>11</sup> 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フィリピン」の「制度ガイド」23頁～28頁を参照した。

[https://www.jpo.go.jp/index/kokusai\\_doukou/iprsupport/miniguide/index.html](https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html)

新が2回認められるため、意匠権の存続期間は、最長で出願日から15年間となる。

## V 商標

### 1 商標

「知的財産法」によると、「商標」とは、企業の商品又はサービスを他と識別することができる視認可能な標識をいう<sup>12</sup>。商品の容器等は立体商標として保護対象となり得るが、商品の機能を確保するための不可欠な形状のみからなる商標は、登録を受けることはできない。また、色彩のみの商標、音声や匂いの商標は、登録を受けることはできない。

### 2 出願

フィリピンは、日本と同様、先願主義及び一商標多区分制を採用している。

フィリピンは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟しているため、マドプロ出願によりフィリピンでの商標登録を受けることができる。

フィリピンに居所又は事業拠点を有しない出願人は、フィリピンの現地代理人を選任しなければならない。

商標出願は、①現実の使用に基づく出願、②使用意思に基づく出願、又は③出願人の本国での登録に基づく出願のいずれかに基づくものでなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。方式要件を満たしていないと判断された場合、出願人は1か月以内に不備を是正するよう求められる。出願人により適正な是正がなされない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

出願時に出願人が当該商標を実際に使用している必要は無い。但し、①出願日から3年以内、②登録後5年目の日から1年以内、③更新日から1年以内に、出願人は、使用宣言書(Declaration of Actual Use (DAU))及び使用証拠を商標局に提出しなければならない(不使用の正当理由がある場合を除く)。使用証拠として認められるものとしては、当該商標及び商品・サービスが掲載された出願人のウェブページ(フィリピンの消費者を対象に含めていることが必要)を印刷したもの、当該商標が付された商品・サービスの写真・カタログ・パンフレット等がある。

### 3 審査

フィリピンでは、商標登録出願につき、方式審査のほか、不登録事由についての実体審査が行われる。方式審査を通過した商標登録出願の全件につき実体審査が行われるため、審査

<sup>12</sup> 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「フィリピン」の「制度ガイド」29頁～35頁を参照した。

[https://www.jpo.go.jp/index/kokusai\\_doukou/iprsupport/miniguide/index.html](https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html)

請求制度は採用されていない。

不登録事由としては、①非道徳的又は国家の象徴を誹謗中傷する要素で構成されている商標、②フィリピン又は外国の国旗、紋章等で構成されている商標、③特定の個人、肖像、大統領の氏名等で構成されており、かつ本人の同意がない商標、④先行商標と同一又は類似の商標、⑤フィリピン国内又は外国で周知な商標と同一又は類似の商標、⑥商品・サービスの品質等について誤認混同されるおそれがある商標、⑦慣用商標、品質表示等のように、識別性のない商標、⑧商品の機能確保のために必要不可欠な立体形状からなる商標、⑨色彩のみからなる商標、⑩公序良俗に反する商標がある。

出願された商標が不登録事由に該当せず、登録可能と判断された商標出願は、公告される。当該公告日から30日以内（最長120日まで延長可能）に異議申立てが無かった場合、商標出願は登録され、出願人に商標登録証が発行される。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から所定期間内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。登録査定謄本の送達日から所定期間内に登録料を納付することにより、商標は登録され、登録証が発行される。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、拒絶査定不服審判を請求することができる。

#### 4 登録

商標権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から10年であり、10年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、期間満了前6か月以内に行わなければならない。

登録後、登録商標が継続して3年以上使用されていない場合、第三者は、当該商標の登録取消しを請求することができる（不使用の正当理由がある場合を除く）。

また、第三者は、商標権の存続期間中はいつでも、商標登録の取消を知的財産庁の法律局に請求することができる。主な取消理由としては、①商標登録が法律に違反していた場合、②先行する商標権が既に存在していた場合等がある。上記②を理由とする場合は、登録日から5年以内に請求する必要がある。

## VI 著作権

### 1 概要

著作権についても、「知的財産法」において規定されている。フィリピンはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はフィリピンでも保護される。



## 2 著作物

「知的財産法」によると、著作物とは、「文学及び美術の領域において、創作の時から保護される独創的な知的創作物」であるとされている。

著作物の種類としては、①書籍、小冊子、論文その他の文書、②定期刊行物及び新聞、③口頭で行うために準備された講演、説教、演説及び学術論文、④書簡、⑤演劇用又は楽劇用の作品、舞踊の作品又は無言劇の演芸、⑥楽曲、⑦素描、絵画、建築、彫刻、版画、石版画その他の美術作品の著作物、美術作品のための模型又は下絵、⑧製造物品のための独創的な装飾的下絵又は模型及び応用美術、⑨地理学、地形学、建築学又は科学に関する図解、地図、図面、略図及び模型、⑩科学的又は技術的性質の図面又は模型、⑪写真の著作物、幻灯スライド、⑫視聴覚著作物及び映画の著作物、⑬絵画入りの図解及び広告、⑭コンピュータ・プログラム、⑮その他の文学的、学術的、科学的及び美術的著作物がある。また、二次的著作物も保護される。

但し、①思想、手続、手順、方法又は運用、概念、法則、発見若しくは単なるデータ自体、②単なる報道にすぎない時事の記事その他の雑報、③立法上、行政上若しくは法律上の性質を有する公文書及びそれらの公定訳、④政府の著作物、⑤法律、規則及び条例、並びに法廷、行政機関、審議機関及び公的性格を有する会合において発表され、読み上げられ又は行われた講話、講演、説示、演説及び論説は、著作権保護の対象としての著作物には含まれない。

## 3 著作権

著作財産権には、①著作物又はその実質的な部分の複製権、②著作物の脚色、翻訳、翻案、要約、編曲その他の改作を行う権利、③販売その他の形式の所有権の移転による著作物の原著物及びその各複製物の初めての公衆への頒布を行う権利、④視聴覚著作物、映画の著作物、録音物に組み込まれた著作物、コンピュータ・プログラム、データその他の素材の編集物又は図式形式の楽曲の著作物の貸与権、⑤著作物の原著物又は複製物の公衆への展示権、⑥著作物の原著物の公演権、⑦著作物のその他の公衆への伝達権がある。

実演家、録音物制作者及び放送事業者の著作隣接権も認められている。

また、著作者人格権として、①氏名表示権、②公表権、③自己の名誉等を害するおそれがある自己の著作物の変更・改変を禁止する権利等が認められている。

## 4 著作権の帰属

著作権は、原則として、著作物の著作者に原始的に帰属する。共同著作の場合は、共同著作者が著作権者となる。

被雇用者たる著作者が雇用期間に創作した著作物の場合、①当該創作が、被雇用者の職務に含まれないときは、たとえ被雇用者が雇用者の設備・材料等を使用したとしても、当該著作物の著作権は被雇用者に帰属する。②当該創作が、被雇用者の職務に含まれるときは、別段の約定が無い限り、当該著作物の著作権は雇用者に帰属する。

委託された著作物の著作権は、別段の約定が無い限り、当該著作物の著作権は受託者に帰属する。

## 5 無方式主義

フィリピンでは、著作権は著作物が創作された時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

しかし、著作権侵害を主張するためには、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる。

なお、フィリピンでは、著作権を任意に登録する制度が存在する。即ち、フィリピンの国立図書館及び最高裁判所に著作物のコピーを 2 部寄託することにより、著作権の登録を行うことができる。これにより発行された著作権登録証は、著作権の所有を裏付ける証拠として使用できる可能性がある。

## 6 著作権の保護期間

原則として、著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から 50 年間保護される。共同著作者により創作された著作物の保護期間は、最後まで生存していた共同著作者の死亡の年の後 50 年目に終了する。

匿名又は変名による著作物の著作権は、著作物の最初の公表日から 50 年間、保護される。著作物が公表されていない場合は、著作物の作成日から 50 年間となる。

応用美術の著作物の著作権は、作成日から 25 年間、保護される。

## 7 著作権の制限、著作物の公正な使用

フィリピンでは、著作権の制限、著作物の公正な使用が広い範囲で認められている。即ち、「知的財産法」には、著作権が制限され、著作権侵害とはならない場合が多数列举されるとともに、「本条の規定は、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害さない態様で著作物が使用されることを許容する立場で解釈する」こと（184 条 2 項）、並びに「批評、論評、事件の報道、教室での使用のための複数の複製を含む授業、学問、研究その他類似の目的のための著作権を有する著作物の公正な使用は、著作権の侵害ではない」こと（185 条 1 項）等が明文で規定されている。

## VII 営業秘密

「知的財産法」にいう「知的財産権」には、「非開示情報の保護」が含まれる（4 条 1 項 (g)）。

フィリピンでは、「営業秘密保護法」のような営業秘密保護に特化した単行法は制定されていないが、刑法等の個別の法律の中に営業秘密保護に関連する規定が含まれている。即ち、

刑法 291 条によると、雇用者の秘密をその地位において知り、その秘密を開示したマネージャー、従業員、使用人には、禁固及び 500 ペソ以下の罰金が科される。また、刑法 292 条によると、所有者の産業上の秘密を開示した製造上・産業上の施設の責任者、従業員、作業員には、懲役及び 500 ペソ以下の罰金が科される。

実務上は、雇用契約等の契約による営業秘密保護も可能である。また、裁判所により、個別具体的事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

## VIII ライセンス契約

フィリピンでは、知的財産権や技術のライセンス契約については、「知的財産法」の関連規定に配慮する必要がある。

「知的財産法」によると、「技術移転取決め」とは、「管理約定を含む製品の製造、方法の適用若しくはサービスの提供のための体系的知識の移転に係る契約又は協約、及び大量販売市場用に開発されたコンピュータ・ソフトウェアを除くコンピュータ・ソフトウェアのライセンス許諾を含むすべての形式の知的財産権の移転、譲渡若しくはライセンス許諾に係る契約又は協約」をいう（4 条 2 項）。

「知的財産法」が規定する任意ライセンス<sup>13</sup>の要件を満たす技術移転取決めは、知的財産庁の資料・情報・技術移転局への登録が不要とされる。他方、任意ライセンスの要件を満たさない技術移転取決めは、資料・情報・技術移転局への登録が必要であり、登録を行わない当該技術移転取決めは、執行不能とされる。但し、「高度な技術内容、外国為替収入の増加、雇用創出、産業の地域分散、国内の原材料への置換若しくは活用、又は投資委員会において先駆者として登録された企業等、国内経済に対して大きな利益をもたらす例外的な場合または賞賛に値する場合」は、資料・情報・技術移転局による事案ごとの評価後に、上記要件の免除が認められる可能性がある。また、商標ライセンス契約は、知的財産庁に提出して登録する必要があり、登録されるまでは第三者に対して効力を生じないものとされる。

「知的財産法」が規定する任意ライセンスの要件は、大きく、「禁止条項」（明らかに競争及び取引に悪影響を及ぼすものであるため、任意ライセンス契約に規定することが禁止される条項）と「必須条項」（任意ライセンス契約に必ず規定しなければならない条項）の 2 つに分かれる。「知的財産法」が規定する「禁止条項」と「必須条項」の具体的な内容は、表 2 及び表 3 のとおりである。

表 2 : 「知的財産法」が規定する「禁止条項」の具体的な内容 (87 条)

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ① | 許諾者が指定する特定の資本財、中間製品、原材料及びその他の技術を入手する義 |
|---|---------------------------------------|

<sup>13</sup> 「任意ライセンス」（英語では「Voluntary Licensing」）とは、強制ライセンスとの対比から、各当事者の任意の意思の合致により約定されたライセンスを意味するものと考えられる。

|   |   |
|---|---|
|   | 務、若しくは許諾者により指示された特定人を常時勤務者として雇用する義務を実施権者に課す条項。  |
| ② | ライセンスに基づき製造された製品の販売若しくは再販売価格を決定する権利を許諾者が留保することを定める条項。   |
| ③ | 生産の量及び生産の構成に関する規制を含む条項。   |
| ④ | 非独占的な技術移転取決めにおいて、競合技術の使用を禁止する条項。  |
| ⑤ | 許諾者に有利になるように全体若しくは部分的な購入選択権を設ける条項。  |
| ⑥ | 実施権者に対しライセンスされた技術を用いて得られた発明・改良を許諾者に無償で移転することを義務付ける条項。   |
| ⑦ | 実施されていない特許について特許権者へのロイヤルティの支払を要求する条項。   |
| ⑧ | ライセンスされた製品を製造し流通させるための独占的ライセンスが既に付与されている国への輸出等、許諾者の正当な利益の保護のために正当化される場合を除き、実施権者がライセンスされた製品を輸出することを禁止する条項。 |
| ⑨ | 実施権者の責に帰する理由のために技術移転取決めが早期終了する場合を除き、技術移転取決めの終了後に提供された技術の使用を制限する条項。  |
| ⑩ | 特許その他の産業財産権に対する支払をこれらの権利が満了又は終了後に要求する条項。  |
| ⑪ | 技術の提供者が所有するいずれの特許の有効性についても技術の受領者が争わないことを要求する条項。   |
| ⑫ | 移転された技術を取り入れ国内の状況に適合させるための実施権者の研究開発活動又は新たな製品、製造過程及び設備に関連して実施権者が研究開発計画を開始することを制限する条項。                      |
| ⑬ | 許諾者が定めた品質基準を損なわない限りにおいて、輸入された技術を国内の状況に適合させる又はその技術に新たな手法を導入することを妨げる条項。                                     |
| ⑭ | 技術移転取決めに基づく許諾者の責務の不履行に対する責任又はライセンスされた製品若しくは技術を使用したことに起因する第三者の訴訟から生じた責任について、許諾者を免除する条項。                    |
| ⑮ | その他同等の効果を有する条項。   |

表2に掲げられた条項の多くは、ライセンサーたる日本企業がライセンス契約に規定しがちなものであるため、留意が必要である。とくに、⑨のように、ライセンス契約終了後も、ライセンシーによる技術の継続使用を認めざるを得ない条項が含まれていることが注目される。

**表3：「知的財産法」が規定する「必須条項」の具体的な内容（88条、150条1項）**

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ① | フィリピン法が任意ライセンス契約の解釈を決定するものとし、訴訟の裁判地は実 |
|---|---------------------------------------|

|   |   |
|---|---|
|   | 施権者が主たる事業所を有する地域を管轄する適切な裁判所でなければならないという条項。  |
| ② | 技術移転取決め期間中、当該技術に関連する技術及び過程における改良は、常に可能であるという条項。   |
| ③ | 技術移転取決めについて仲裁を行う場合は、フィリピン仲裁法の仲裁手続、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則又は国際商工会議所（ICC）の仲裁規則を適用するものとし、仲裁地はフィリピン又は中立国とする条項。 |
| ④ | 技術移転取決めに関する全ての支払に係るフィリピンの税金は許諾者が負担するとする条項。  |
| ⑤ | （商標ライセンス契約の場合、）当該標章に係る被許諾者の商品又はサービスの質についての、許諾者による効果的な管理を定める条項。  |

表3に掲げられた条項の多くは、ライセンサーたる日本企業としては、受け入れがたいものである。準拠法を日本法とし、紛争解決を日本での仲裁とすることは、①及び③に抵触することになってしまう。実務上、ライセンス契約における条項の文言について、どのような工夫が可能であるかは、今後検討すべき課題といえよう。

## IX エンフォースメント

### 1 総説

フィリピンにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段（行政摘発）、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置がある。

フィリピンは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力してきた。その結果、USTR のスペシャル 301 条報告書における知的財産侵害監視リストから、2014 年以來 5 年連続でフィリピンは除外されている。

### 2 行政的手段（行政摘発）

知的財産権利者は、①20 万ペソ以上の損害賠償を求める知的財産権侵害事件については、知的財産庁の法律局に対し、②20 万ペソ未満の損害賠償を求める知的財産権侵害事件については、貿易産業省の関連部署に対し、被疑侵害者に対する行政摘発を申請することができる。申請前に、被疑侵害者に警告状を送付する必要はない。行政摘発により、①侵害行為停止命令、②誓約書提出命令<sup>14</sup>、③侵害品の押収及び処分、④侵害に使用した設備及び全ての動産の没収、⑤5000 ペソ以上 15 万ペソ以下の過料、⑥知的財産庁が与えた認可、ライセン

<sup>14</sup> 誓約書の記載事項は、違反した知的財産法の規定を順守すること、不法かつ不公正な行為を停止すること、侵害に関する賠償を行うこと、申請人が支出した費用を弁済すること等である。



ス、許可若しくは登録の取消又は一時的停止、⑦知的財産庁に申請している認可、ライセンス、許可又は登録申請の保留、⑧損害賠償額の評価、⑨譴責、⑩その他の類似の処罰又は制裁等の処分を課すことができる。行政摘発申請の時効は4年である。なお、知的財産権利者が行政摘発を申請したとしても、別途、被疑侵害者に対し民事訴訟を提起することは妨げられない。

### 3 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、侵害により被った損害及び弁護士費用の賠償、侵害品の没収・廃棄等を請求することができる。

知的財産権の権利者は、侵害行為の継続を一時的に止めさせるために、暫定的な救済措置を利用することができる。例えば、暫定的な救済措置の一つに、民事訴訟の係争中又はその開始に先立ち、権利者が裁判所に捜査・差押令状の発行を申請することができる。申請人は、捜査・差押令状の発行命令の際に、被告のために裁判所が定めた相当額の保証又は担保を預託する必要がある。

### 4 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、管轄商事裁判所に対し申立書及び証拠等を提出することにより、刑事告訴を行うことができる。

フィリピンでは、特許、実用新案、意匠、商標の各侵害等、広い範囲の知的財産権侵害が刑事訴訟の対象となる。

前述した民事訴訟の場合と同様に、暫定的な救済措置として、権利者が裁判所に捜査・差押令状の発行を申請することができる。

### 5 税関による水際取締り

知的財産権利者にとっては、税関による水際取締りを申し立てることは有効な手段であるといえる。即ち、知的財産権侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、権利者は、税関による差止を申し立てることができる。

フィリピン税関による水際取締りの大まかな流れは、①権利者による知的財産権の登録、②警告・留置命令の通知、③権利者による現物検査、④押収、⑤審査、⑥没収命令、⑦没収品の処分となる。

より具体的に説明すると、知的財産権利者は、税関に対し、情報を提供するとともに自己の知的財産権を登録することができる（登録の有効期間は2年間である）。税関は、権利者から申請された情報をもとに監視を開始し、権利侵害の疑いのある物品を発見した場合、通関を暫定的に停止し、権利者及び輸入者等に通知する。権利者は、通知受領後24時間以内に当該物品の現物検査を行う。税関は、当該物品を押収した後5日以内に、権利者及び輸入

者等に通知する。税関は関係者からヒアリングを行った後、当該物品を廃棄するか、又は輸入者等に返還するかについて審査を行う。税関が没収命令を出すことを決定した場合、没収品の処分が行われる。なお、権利者は上記の一連の手続において担保金を納める必要は無いが、当該物品の保管費用等の負担を税関から求められることがある。

## X おわりに

以上、フィリピンの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるフィリピンにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、フィリピンの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。

①豊富な労働力及び潜在的な巨大市場を有するフィリピンは、急速な発展を続ける東南アジアの一角を占める国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②フィリピンで知的財産権侵害対策をとることにより、中国で製造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、フィリピンの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14751』（経済産業調査会、2018年、原題は「世界の知的財産法 第22回 フィリピン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。